

令和3年 第9回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和3年9月24日（金）15時00分から16時00分
2. 開催場所：宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	—	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	○
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	○	10	富田 高治	○
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	○
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第25号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第26号	農業経営基盤強化促進事業について
日程第4	議案第27号	農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議について
		報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局次長兼産業観光課副課長	飯山 武
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	伊与泉 勝
	農地調整担当主事	小林 美香

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。緊急事態宣言が発令されている中お集まりいただきありがとうございます。本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒の実施、換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席議員は13名、欠席委員は1名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第9回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「7番森山松年委員」と「8番戸田優委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件案件がございますので、1件ずつご審議いただきます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、1件目についてご説明いたします。申請地は宮代町■■■の田1筆で面積は262㎡でございます。譲受人はさいたま市に本社を置く法人、譲渡人は宮代町内にお住まいの方です。転用目的は貸駐車場敷地です。権利の移転形態は賃貸借権設定となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者はさいたま市に本社を置き、時間貸駐車場の運営等を行っている企業です。近隣居住者の来訪対応や路上駐車削減を目的として今回の申請に至りました。なお、こちらは農用地区域外の農地であるため、除外の必要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■■と■■■■■■の隣に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接する農地はございません。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。申請地内は砂利を敷き、合計13台の駐車スペースを設ける計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第3種農地に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく願います。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■委員)

■番の■■です。事務局と現地確認をしてきました。■■■■に行く通りに面してまして、畑には不都合ということで駐車場に適していると思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■委員)

■番地元委員の■■です。先日、譲受人と話をしまして、トラックで1-2回砂利を入れるんですけども、その後は地均しをするということでした。ちょうど角地ですが、近隣小学校の通学区域になっているので、通学時間帯の工事は避ける様くれぐれも注意をして工事してくださいとお願いをしておきました。ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。続きまして2件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、2件目についてご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■■■■の畑1筆で面積は398㎡でございます。譲受人、譲渡人ともに宮代町内にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は使用貸借権設定となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は宮代町内にて両親と妹の4人で生活しておりますが、かねてより結婚を考えており、新居を構えるため農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは令和3年2月に除外が認可されております。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■■■■から東に100メートルの場所に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接農地が1筆ございますが、譲渡人の所有農地でございます。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は新設内積みコンクリートブロックで対応するとのことです。生活排水は、合併浄化槽を

設置し、前面町道の道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願いいたします。

(■番■■■委員)

■番の■■■です。事務局と現地確認をしてきました。特に問題ないと思いますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

(■番■■■委員)

■番地元委員の■■■です。問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第26号「農業経営基盤強化促進事業について」を上程いたします。今月は新規の案件が7件、更新の案件が15件ございます。

審議は全案件の説明終了後、借受人ごとにまとめてご審議願いますがよろしいでしょうか。

< 異議なし > の声

それでは、「借受人ごとにまとめて審議する」ことといたします。

また、案件のうち、農業委員会法第31条第1項及び宮代町農業委員会会議規則第11条の「議事参与の制限」に該当する説明・審議の際は、該当委員にはご退席いただくこととなるため、これらの案件から説明・審議を進めさせていただきたいと思っております。それ以外の審議は全案件の説明終了後、まとめてご審議

願います。今回は4番5番が該当しますので、はじめに■■委員退席願います。

< ■■委員 退席 >

それでは事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。本案件は農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の利用権設定の申出でございます。こちらにつきましては、農地法によらず、農地の利用権移動を設定するものです。それでは、資料のご用意をお願いいたします。

今月は新規の案件が7件、更新の案件が15件ございます。議事参与の制限に該当する案件については戸別にご審議いただきます。なお、新規の案件はスクリーンに位置を映しますが、更新の案件につきましては議案書読み上げ等省略させていただきます。それでは、■■委員に關係する4番5番の新規案件についてご説明いたします。

(議案書読み上げ)

以上、ご審議お願いいたします。

(会長)

それでは4番5番の案件についてご審議願います。

(■番■■委員)

■番■■です。自分で耕作している土地の近くですが、そばと水田での利用だそうです。問題ないと思います。

(会長)

それでは、この件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。■■委員お戻り下さい。

< ■■委員 着席 >

「議事参与の制限」に該当する案件は以上となります。
続きまして残りの新規案件について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、説明いたします。

(議案書読み上げ)

以上、ご審議お願いいたします。

(会長)

それでは新規案件についてご審議願います。

それでは1番の件に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

それではこの件については「決定」とすることといたします。

続きまして、2番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、3番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、6番7番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして更新案件についてご審議願います。

それでは、8番から11番までの件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続いて、12番から16番までの件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続いて、17番から22番までの件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第4・議案第27号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議について」を上程いたします。今回は除外の申出が4件ございます。それでは、事務局説明をお願いします。

(事務局)

それでは、ご説明申し上げます。

除外につきまして、自己用住宅2件、敷地拡張1件、資材置場1件の合計4件となっております。それでは1件ずつご説明いたします。

1件目の申出地は宮代町■■■■■■■にございます畑1筆の一部で、面積は622㎡のうち310㎡となっております。

事業計画者は、久喜市内にお住まいの方です。転用目的は自己用住宅です。権利の移転形態は、使用貸借権設定です。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申出者は久喜市内の賃貸共同住宅で夫婦、子供2人で生活しています。子供の成長に伴い家財も増え、現在の住まいが手狭になってきたため申出地に家を建てたく、今回申し出に至ったことです。

申出地の位置につきましては、■■■■■■■の東側にある土地でございます。なお、農地種別につきましては、第3種農地となっております。

次に、土地利用計画図をご確認ください。駐車場は車2台分のスペースが計画されております。建物の建築面積は66.24㎡が予定されています。隣地との被害防除については、内積みのコンクリートブロックを設置する計画です。生活排水につきましては、前面道路に埋設されている私設管へ放流する計画となっております。現況は写真のとおりです。

2件目の申請地は宮代町■■■にございます畑1筆の一部で、面積は194㎡のうち109.03㎡となっております。事業計画者は、宮代町内にお住まいの方です。

転用目的は敷地拡張です。権利の移転はございません。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申請者はご夫婦で申出地に隣接する住居にお住まいになっております。長女夫婦が敷地の一部に自己用住宅を計画しています。それに伴い、敷地が狭くなること及び、この敷地が接道しなくなる、それを解消するため今回申し出に至ったとのことです。

申出地の位置につきましては、■■■■■の南東側 200 メートルにある土地でございます。なお、農地種別につきましては、第 1 種農地となっております。

現在、敷地の東側から町道に接道しております。この部分に長女夫婦の自己用住宅を計画しております。敷地が無接道となり出入り、その後の利用方法に大変支障がでると考えられます。それを解消するために敷地を拡張することによって道路に接するような計画となっております。

また、除外・農転後は申出地を駐車スペースとして利用する計画でございます。隣接の農地は除外申出地の残地だけですが、今回、その土地についても除外申出がされております。現況は写真のとおりです。

3 件目の申請地は宮代町■■■にございます畑 1 筆の一部で、面積は 194 m²のうち 86.7 m²となっております。事業計画者は、宮代町内にお住まいの方です。転用目的は自己用住宅です。権利の移転形態は、使用貸借権の設定です。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申請者はご家族 4 人で義理の父の別宅にお住まいになっております。子どもの成長に伴い手狭になってきたことから、新居を予定し、今回申し出に至ったとのことです。

申出地の位置につきましては、■■■■■の南東側 200 メートルにある土地でございます。農地種別につきましては、第 1 種農地となっております。

次に、土地利用計画図をご確認ください。今回の計画の総面積は 370.22 m²でその内訳ですが義理の母が所有する宅地を 283.52 m²と除外申出地の 86.7 m²となります。

駐車場として車 2 台分のスペースを計画しております。建物の建築面積は 59.26 m²が予定されております。隣接の農地は除外申出地の残地だけですが、今回、その土地についても除外申出がされております。生活排水につきましては、合併浄化槽を設置いたしまして、道路側溝へ放流する計画となっております。現況は写真のとおりです。

4 件目の申請地は宮代町■■■にございます畑 1 筆で、面積は 220 m²となっております。事業計画者は、宮代町内の法人でございます。転用目的は資材置場です。権利の移転形態は、使用貸借権の設定です。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申出者は除外申出地の隣接

に代表者の自宅兼事業所を構え、リフォーム工事及び内装仕上げ工事等を目的に営業しております。

営業で使用する資材として足場板、単管パイプ、塗装材料の一斗缶、リフォーム工事排出ゴミそれらを自宅兼事業所の敷地内に置いています。

代表者の家族、特に子供達の安全確保の点から、それらの物を自宅敷地内に置くのは好ましくないということで今回の申出にいたりしました。

申出地の位置につきましては、案内図をご覧ください。県道蓮田・杉戸線の■■交差点を■■方向に200メートルに位置しております。農地種別につきましては、第2種農地となっております。

土地利用計画図をご確認ください。足場板を約30枚、単管パイプを30本、脚立6脚、台車3台、塗装缶20缶、リフォーム工事排出ゴミ30m³、仕事用自動車を2台置く計画です。現況は写真のとおりです。

以上で説明を終了させていただきます。

(会長)

それでは1件目の案件についてご審議願います。

(■■番■■委員)

■■番の■■です。今回分家として出るらしいですが、ひとつ気がかりなのが排水について、私設管はどれくらいの太さなのでしょうか。何軒くらい繋がられるものなのでしょうか。この辺はどんどん家が建ってきていて、私設管をみなさんが利用するようになるのでしょうか。最後は用水に流れるんですか？

(事務局)

最後は保育園側の道路側溝（U字溝）に繋がる予定となっております。私設管の口径がどのくらいあるかまでは記されていません。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることといたします。続きまして、2件目の案件について、ご意見等ございますか。

(■番■■委員)

■番■■です。私の地区で昔、土地改良事業で農地として残ってしまった土地のようで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(■番■■委員)

■番■■です。申出者は宅地の持ち主らしく、住所もこちらになっているんですが、住んでいる実績がない。そういう人が農地を除外出来るんですか？そして、農業をやっていない、農機具も持っていない、そういう人が農地を除外していいのかどうか私には分からない。3件目の申出者もどういった方なのかよく分からない。

(事務局)

住んでいるかどうかですが、事務局で現地に行きまして申出者と会って話をしました。7年前までは母親が住んでいたそうですが、母親が亡くなってからは申出者が管理をしていたと聞いています。ここ数ヶ月の間で相続がまとまり、生活拠点を申出地にするということで住所も移したそうです。水道や電気など生活に必要な設備も通っており、申出地が生活拠点として問題ないと事務局としては考えております。

農家でない方も、敷地の拡張などやむを得ない理由であれば除外も可能です。また、3件目の申出者は2件目の申出者の義理の息子です。

(■番■■委員)

■番■■です。申出者のお姉さんと知り合ひで話を聞いたんですが、なかなか相続人が決まらず、今回やっと相続が完了して申出者が実家に戻ってきたそうです。今後、農業を始めて行くという事も言っていましたので、これから先のことも問題ないと思ひます。

(■番■■委員)

なぜこんなに複雑なことやるの。農業やるんだったら、畑として残しておいていいんじゃないの。何をやろうとしているのかが見えない。住んでいないのなら除外の必要ないじゃない。

(会長)

いずれにしても、電気ガス水道が通っていて、事務局が現地確認をして住んでいるという実態と住居表示上の住民登録をしていて、実際本人とも現地確認の時に会っている、相続がようやく完了して今回の申出があがってきたと。申

出地の面積の概要等は申出者が考えることであって、我々がどうこう言えるものではないと思います。ですので、私のほうとしては、こういったことがあるということを十分勘案したうえでご審議いただきたいなと思います。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<挙手多数>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることといたします。続きまして、3件目の案件について、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<挙手多数>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることといたします。続きまして、4件目の案件について、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることといたします。

以上の審議をもちまして、議案第27号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議会について」は宮代町長への回答とさせていただきます。

(会長)

続きまして日程第5「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が9月10日となっております。10日までに、4条届出はなく、5条届出が2件、農地改良等に係る届出書が1件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和3年第9回農業委員会総会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和3年10月25日

会 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印